

京 浜 港 台 風 対 策 協 議 会 会 則

京浜港台風対策協議会
(令和 7 年 6 月 27 日現在)

京浜港台風対策協議会会則

(設置、目的、名称)

第1条 京浜港（横浜区並びに川崎区に限る。以下同じ。）における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、京浜港台風対策協議会（以下「協議会」という）を横浜海上保安部に設ける。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、会員の互選により決定する。
- 3 会員は、別表1に掲げる機関・団体の代表者とする。
- 4 協議会に、会員の中から互選により選出された代表者で構成する代表者会を設置する。

(協議会及び代表者会の招集)

第3条 会長は次の場合に協議会を招集する。

- イ 定例会として、その年の台風来襲時期の前。
 - ロ 京浜港において、台風等の接近が予測される場合。
 - ハ 京浜港長から諮問があった場合。
 - ニ その他必要と認める場合。
- 2 会長は、前項ロ又はハの場合においては、会員の同意を得て協議会に代えて代表者会を招集することができる。
 - 3 会長は、台風の接近等に伴い緊急の対策を講ずる必要があるが、第1項及び第2項に定める会を招集する余裕がない場合、又は緊急の対策を講ずる必要が無いまでも会員に注意を促す必要があると認められる場合は、協議会又は代表者会に代えて代表者会会員と電話及びE-mailによる協議を実施することができる。
 - 4 前2項による協議については、協議会による協議として取り扱う。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の事項について調査検討し、必要な措置を協議する。

- 1 台風の進路及び影響の予測
- 2 京浜港における在泊船舶、木材、危険物荷役等の状況
- 3 警戒体制等の必要性及び発令時期
- 4 避難の方法
- 5 その他台風災害防止のため必要な措置

(警戒体制)

第5条 会長は、前条の協議にもとづき、別表2の警戒体制等の指導、勧告について京浜港長に建議する。

- 2 会員は、京浜港長が前項の警戒体制等について指導・勧告したときは、別表2の実施事項欄に定める措置の実施を推進する。

(通報及び周知)

第6条 警戒体制等の正確かつ迅速な伝達を確保するために、別表3に定める情報連絡経路に従い、速やかに警戒体制等の内容を通報するとともに、別表4に定める方法により警戒体制等の情報を周知する。

- 2 第三管区海上保安本部長から湾外避難等の勧告がなされたときは、迅速かつ的確な履行を図るため、前項に定める方法により周知する。

(錨泊時の留意事項)

第7条 防波堤外へ避難した船舶及び京浜港（横浜区・川崎区）に錨泊中の総トン数500トン未満の船舶（危険物積載船舶を除く）の錨地通報、当直体制の確保等避難時の留意事項を別表5のとおり定める。

(補 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会長は協議会会員の了解を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、横浜海上保安部航行安全課において行う。

附 則 この会則は、昭和52年8月20日から実施する。

附 則 昭和55年8月20日改正

附 則 平成11年6月14日改正

附 則 平成22年6月18日改正

附 則 平成24年6月5日改正

附 則 平成27年6月10日改正

附 則 平成30年10月31日改正

附 則 令和元年11月11日改正

附 則 令和3年7月8日改正

附 則 平成17年6月14日改正

附 則 平成 23 年 6 月 3 日改正
附 則 平成 25 年 6 月 17 日改正
附 則 平成 30 年 5 月 30 日改正
附 則 令和元年 6 月 28 日改正
附 則 令和 2 年 6 月 30 日改正
附 則 令和 4 年 6 月 23 日改正
附 則 令和 5 年 7 月 6 日改正
附 則 令和 6 年 6 月 24 日改正
附 則 令和 7 年 6 月 27 日改正

京浜港台風対策協議会会員(順不同)

横浜海上保安部
川崎海上保安署
横浜地方気象台
横浜市港湾局
川崎市港湾局
公益社団法人東京湾海難防止協会
港内交通船関係会社
横浜川崎曳船株式会社
港内遊覧船関係会社
船舶けい留施設運営会
日本内航海運組合総連合会
神奈川県船舶代理店協会
横浜地方海運組合
一般財団法人日本船渠長協会
横浜回漕協会
東京湾水先区水先人会
外国船舶協会
横浜・川崎区外国船舶連絡会
株式会社東洋信号通信社
横浜ケミカル運航連絡協議会

別 表 2

区 分	実 施 事 項
第 1 警戒体制 (準備体制及び走錨 対策強化)	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあつては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。 3 在港錨泊船舶は、VHF 16 c h を継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AIS の作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、嚴重な走錨海難防止対策を講じること。 4 特に走錨対策強化海域（注 1）内の錨泊船舶は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記 3 項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。 5 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。 6 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。
第 2 警戒体制 (避難体制及び走錨 対策強化)	1 船舶は荒天準備を完了し、嚴重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶（注 2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、嚴重な警戒体制をとること。 5 特に走錨対策強化海域（注 1）内の錨泊船舶は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。
入港制限	総トン数 1,000 トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあつては、この限りでない。）
錨泊自粛	1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注 3）に錨泊しないこと。 2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。 3 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率 10 パーセント以下の船舶にあつては、走錨対策強化海域（注 1）内に錨泊しないこと。

	4 走錨対策強化海域（注１）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率１０パーセント以下の船舶にあつては、直ちに同海域外へ出域すること。
停泊方法の推奨	1 走錨対策強化海域（注１）内に錨泊中の船舶にあつては、機関及びスラスター（スラスターは装備船に限る）を起動すること。 2 走錨対策強化海域（注１）内に錨泊中の船舶にあつては、走錨の早期検知に努め、走錨を認めた場合は揚錨し、転錨、ちちゅう等の安全な避泊方法を検討すること。

注１ 走錨対策強化海域（別紙１参照）

- 1 東京ガス扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（１）から（５）の地点までを順次結んだ線以南の海面

ただし、横浜航路及び鶴見航路並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- （１）北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）
- （２）北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（J F E スチール東日本製鉄所扇島護岸）
- （３）横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）
- （４）北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）
- （５）北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）

- 2 南本牧はま道路橋脚灯 P4（北緯 35 度 24 分 39 秒、東経 139 度 40 分 57 秒（地点①））を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端（北緯 35 度 24 分 27 秒、東経 139 度 41 分 43 秒（地点②））から真方位 90 度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭 D 突堤北端（北緯 35 度 26 分 31 秒、東経 139 度 41 分 7 秒（地点③））から真方位 0 度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面

ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

注２ 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー
- 2 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）
- 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶

注３ 錨泊制限海域（別紙２参照）

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面

- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯

35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒) を結んだ線

3 中央防波堤内側埋立地南西端(北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒)と中央防波堤外側埋立地北西端(北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒) を結んだ線

4 新海面処分場 D ブロック護岸上(北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒)、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上(北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒) を結んだ線

5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上(北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分)と東京国際空港(羽田空港)南西端(北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒) を結んだ線

6 東京国際空港(羽田空港)北側護岸北西端(北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒)と京浜島東側護岸(北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒) を結んだ線

7 東海 3 丁目南東端(北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒)と城南島西端(北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分) を結んだ線

8 城南島北端(北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒)と大井食品ふ頭東端(北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒) を結んだ線

1. 無線による周知

次の無線局から警戒体制等の情報が無線により周知される。

無線局名称	呼出符号又は呼出名称	呼出周波数 kHz	通信周波数 kHz
第三管区海上保安本部 警備救難部救難課 運用司令センター	ヨコハマホアン	国際VHF CH 16	CH12
東京湾海上交通センター	トウキョウマーチス	国際VHF CH16, 13	CH12, 13, 14, 66, 69
横浜市港湾局	ヨコハマポータルラジオ	国際VHF CH 16	CH11

2. 沿岸域情報提供システム（海の安全情報）による周知

横浜海上保安部のインターネットホームページにより、警戒体制等の情報が周知される。

横浜海上保安部ホームページ URL

インターネット <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

錨泊時の留意事項

1. 錨地指定、停泊指定及び錨泊通報

(1) 総トン数 500 トン以上の船舶及び危険物積載船

港則法に基づき通常どおりの錨地・停泊場所指定願により指定等を受けること。

(2) 総トン数 500 トン未満の船舶（危険物積載船を除く）

第 1 警戒体制または第 2 警戒体制が発令中の場合にあっては、錨泊船舶及び避難船舶は、錨泊位置を次の方法により京浜港長あて、すみやかに通報すること。船長にかわって船会社・代理店等からでも差支えない。

通報内容	別添様式のとおり	
通報方法	加入電話	横浜海上保安部（常時勤務）
		045-201-1671,8180
	加入FAX	横浜海上保安部（常時勤務）
		045-211-2405
		別添様式により通報すること

2. 避泊中の当直体制（船橋当直・無線当直）の確保

避泊中は、船橋に常時当直員を配置して走錨事故等の防止をはかるとともに、VHF 装備船については、国際 VHF CH16 を聴守すること。

また、AIS（船舶自動識別装置）装備船については、AIS を常時作動させること。

台 風 対 策 協 議 会 運 営 要 領

1 目的

この要領は京浜港台風対策協議会会則第8条に基づき、京浜港台風対策協議会の運営に関し、必要な事項を定め、もって台風等による海難事故を防止するための迅速な安全対策の実施を図ることを目的とする。

2 会長・代表者会員の選任

協議会会長・代表者会員は別表1のとおりとし、それぞれの任期については基本的に定めず、改選の必要が生じた場合に協議会で協議する。

3 協議会定例会

会則第3条の定例会は、毎年、台風来襲時期前（5月または6月頃）に協議会会員総員により開催し、連絡体制及び実施方針等について確認する。

4 代表者会

代表者会は、各個別の台風の接近が予想される場合に協議会会長が招集し、協議会定例会での確認事項に基づき、具体的な調査検討を行う。

5 港長等からの勧告・命令の伝達

台風等に関する港長及び第三管区海上保安本部長からの勧告・命令については、横浜海上保安部から協議会会則に基づく連絡経路により、各会員及び港湾関係者へ速やかに伝達（電話、E－m a i l 等による）するものとする。

京浜港台風対策協議会会長・代表者会会員(順不同)

協議会会長

横浜海上保安部

代表者会会員

川崎海上保安署

横浜地方気象台

横浜市港湾局

川崎市港湾局

公益社団法人東京湾海難防止協会

港内交通船関係会社

横浜川崎曳船株式会社

船舶けい留施設運営会

神奈川県船舶代理店協会

一般財団法人日本船渠長協会

東京湾水先区水先人会

外国船舶協会

株式会社東洋信号通信社